平成２１年（フ）第６８４号
群馬県伊勢崎市西野町156番地３
債務者　金子あけみ
１　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７３１号
群馬県前橋市広瀬町１丁目17番地　ＴＤ―601号
債務者　菊池　紀子（旧姓関口）
１　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７５９号
群馬県前橋市東大室町1233番地
債務者　松村　洋子
１　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第７６７号
群馬県佐波郡玉村町大字上福島517番地５
債務者　欠端　幹仁
１　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第８号
群馬県佐波郡玉村町大字上茂木383番地
債務者　ナディーム　カーン
１　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１０号
群馬県佐波郡玉村町大字福島425番地１
債務者　田村千恵子（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１２号
群馬県前橋市天川大島町1369番地　天川大島宿舎１―303号
債務者　田中　和夫
１　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第７号
群馬県藤岡市三本木736番地２
債務者　佐野　浩之
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５７６号
埼玉県東松山市大字松山1684番地11　向台住宅１―111
債務者　渡邊　好枝（旧姓斉藤）
１　決定年月日時　平成22年１月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第１５０７号
千葉県船橋市藤原６丁目23番２―108号
債務者　三谷　誠司
１　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５１５号
千葉市中央区都町１丁目11番１号　第三植草ビル401号
債務者　渡嘉敷里奈
１　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５４０号
千葉県船橋市栄町１丁目18番11号　コーポ橘102号
債務者　鈴木　幸恵
１　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５７８号
千葉市稲毛区稲毛東６丁目21番４号　テオドール205号
債務者　仙場　泰一
１　決定年月日時　平成22年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５３５号
静岡県裾野市須山2255番地の5099
債務者　鈴木　裕一
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５３６号
静岡県裾野市須山2255番地の5099
債務者　鈴木　洋美
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６４０号
静岡県伊東市川奈748番地
債務者　斉藤　祐希
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６４３号
静岡県三島市西本町３番27号　川村西本町マンション201、前住所静岡県三島市多呂111番地の１　芹沢ハイツ305
債務者　竹内小百合（旧姓大塚）
１　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９号
静岡県御殿場市東山13番地の３　タウニィイースト103、前住所静岡県御殿場市茱萸沢621番地の15　中尾マンション101
債務者　鶴﨑　芳彦
１　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係